

危険!

歩き

自転車

スマホ

自転車乗車中の
携帯電話機の使用は
道路交通法違反です

※ 5万円以下の罰金
(道路交通法第71条第6号、
同法第120条第1項第9号、
熊本県道路交通規則第11条第11号)



してませんか?

事故を起こしたら・・・

歩きながらスマホを使うと、周りの安全確認が不十分になり、とても危険です。

「ルール」と「マナー」
を守りましょう!



してませんか?

